に至った。

皇室典範特例法 「附帯決議」有識者ヒアリング公述所見

所

功

明治 **『皇室典範』** の 「増補」 「準則」による改正 継承の方法など重要なことすら、

続いている。

しかし、その間、

日本の皇室は、『皇統譜令』(昭和二十二年、政令)によれば、「皇統第一 神武天皇」から令和の今日まで一二六代

前近代まで「臣民」の上に立つ天皇・皇族の在り方を規定する成文法は殆ど無い。

慣例と時宜によって弾力的に運用されてきたのである。

解

説

按』などを経て、同二十二年(一八八九)『皇室典範』と『帝国憲法』を二大根本法とする〝典憲体制〟が勅定される〝 それが近代に入ると、西洋の王室に倣って皇室の在り方も法制度化することになり、 明治十年前後の元老院編 国憲

(204)

1

その明治 『皇室典範』(以下、旧典範)は、 政府・議会から独立した皇室の家法であったが、その第六十二条に次の

規定を設けている(句読点・濁点を加えた)。

将来此ノ典範ノ條項ヲ改正シ、又ハ增補スベキノ必要アルニ当テハ、皇族会議及枢密顧問ニ諮詢シテ、之ヲ勅定ス

ベシ

この典範は「永遠ニ伝へ皇室ノ宝典ナリ」と確信しながら、将来の変化を見据えて、その本文を「改正」することも

事実、 、明治前半に一代限りで次々設立された伏見宮家系新宮家は、この典範で永世に亘る皇族とされたので、

「増補」することもできるようになっていたのである。

次ぐ王は、勅旨か当人の情願に依り「家名ヲ賜リ、華族ニ列セシム」との「皇室典範増補」が施行されている。 皇族数が加増して、品位の保持も経費の負担も懸念される様相を呈した。そこで、同四十年(一九〇九)から、 しかし、永世宮家の「王」から「華族」への降下を願い出た例は極めて少なく、皇族数が増え続けた。そのため、大

(一八〇二~七二) の四親等以内を除く全ての王は、成年 (二十歳) に達したら華族に列することになった。つまり、 正九年(一九二〇)、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」が「内規」として裁定された。これによって、伏見宮邦家親王

邦家親王の玄孫の後からは長子孫の系統でも皇族ではなくなることにして、漸次削減をはかることにしたのである。

二 戦後「皇室典範」の過度な規制と放置

律としての『皇室典範』 この旧典範は、 戦後の昭和二十二年(一九四七)五月に廃止された。それに代わって、『日本国憲法』のもとで、法 (以下、新典範) が施行された。ただ、主要な条文の多くは、旧典範を受け継いで、左の如く

(203)

総数は激減したのである。

それゆえ、皇族数を回復しようとすれば、

昭和二十七年

(一九五三)

四月の講和独立を機に、

当時まだ皇族

自覚を

定められてい

章 皇位継承 第一条/皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。

皇族 / 第九条 天皇及び皇族は、養子をすることができない。

第十二条 皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

縁組を禁止され、①皇室に生まれ育った「皇族女子」は、一般男子と婚姻すれば皇籍を離れることを強制される。その これによって、①皇位を継承できる皇族は、「皇統に属する男系の男子」に限定され、⑪天皇も男女皇族も 「養子」

(側室所生の庶子を否定) されている (第六条)。これは過度な三重規制とい

女性二十四名)は、同二十二年十月、皇籍を離脱せざるをえなくなった。 しかも、GHQが皇室の弱体化を意図して皇室財産の解体を指示したことにより、 傍流の十一宮家 (男性二十六名、

ざるをえない

上、皇族は正室所生の「嫡出」に限定

それによって、 昭和天皇の内廷と同母弟の直宮(秩父宮・高松宮・三笠宮)三家は何とか皇室に残りえたが、

持つ方々が多かったであろう旧十一宮家の皇籍復帰をはかれるような法的措置をとるべきであったと思われる。

そのような努力が行われたことを裏付ける資料は管見に入っていない。

予想できたとすれば、それを緩和する されない。それにも拘わらず、 また、旧典範が容認していた側室は、 旧典範を引き継いだ新典範の⑦回②を固守することは、これから益々困難となることが (原則は残しても例外を認める)べきであったと思われる。 昭和天皇が皇太子時代の成婚時に否定されており、 戦後の日本では法的に許容 しかし、そのような 3

三 平成後半からの新典範改正への取り組み

施行から長らく放置されてきた。その間に、

昭和三十四年(一九五九)四月、

皇太子明仁親王が

美智子妃と結婚して幸い二男一女を儲けられた。

こうして新典範は、

ため、新典範①により皇位を継ぎえないことが深刻な問題と意識されるようになった。 (一九九三)六月に雅子妃と結婚されたが、その間に御子を儲けられたのは八年後(二〇〇一)であり、しかも皇女の それから三十年後(一九八九)の正月、平成の天皇となられ、長男の徳仁親王が皇太子に立たれた。そして同五年

生を困難とみて、次代からの皇嗣(後継皇族)は男女を問わず第一子を優先する、という結論を答申した。 丹念に収集した関係資料を活用しながら、有識者会議が一年間余り開かれた。当時としては、皇太子のもとに皇子の誕

そこで、ようやく平成十七年(二〇〇五)初めまでに、小泉首相の内閣官房に設けられた「皇室典範改正準備室」で

その結果、新典範の改正は棚上げさてしまい、皇位は二代先まで「男系の男子」で続くのだから何もしなくてよいと錯 その翌春、それを法案として提出直前、 秋篠宮家の紀子妃に懐妊が確認され、九月に長男の悠仁親王が誕生された。

も皇族女子(内親王・女王)が結婚を機に皇室を出られたら、皇族としての公務分担も不可能になる恐れがある。 しかし、一方で新典範の⊙により、同十七年十一月、皇女清子内親王が黒田慶樹氏と婚姻して皇籍を離れられ、今後 覚されがちになった。

そのため、同二十四年(二〇一二)、野田内閣で有識者ヒアリングが行われた。ここで、皇族女子が結婚後も皇室の

めている。

公務を分担しうる道を開こうとしたのであるが、 その報告案は政権の交替により立ち消えとなってしまった。

丁度そのころから、八十歳近い平成の天皇は、 超高齢化して「象徴としてのお務め」を続けることが難しくなること

で一般国民に伝えられた。それに対して大多数の人々が理解と共感を示した。 を自覚され、 元気なうちに皇太子への譲位 (退位) を決意して、 同二十八年(二〇一六)その意向をビデオメッセージ

合意され、成立するに至ったのである。 立ちあげ、「高齢」を理由とする「退位」を可能にする「特例法」を作った。それが国会で全与野党による協議を経 そこで、安倍内閣は 、終身在位、を前提としている新典範の例外措置がとれるのかどうか、あらためて有識者会議を

かった。そこで、やむなく「先延ばしすることはできない重要な課題」として、政府が検討した上で、その結果を国 ただ、その際、「皇位継承を確保するための諸課題、 女性宮家の創設等」については、 具体案を纏めることができな

に報告することを求める「附帯決議」が作られた。

新型コロナ禍などで先送りされ、ようやく今年(二〇二四)、衆参正副議長のもとで全与野党が協議し、 その後、「平成」が「令和」と改められ、「特例法」に基づく「退位の礼」が行われてからであるが、 内閣で有識者ヒアリングが行われた。その答申に基づく政府案が翌三年正月、 国会に報告された。それ やっと令和

リング」において公述した所見に少し修訂を加えたのが、ここに掲載させていただく記録である。 このような四 回 1の会議で、 私は法制文化史の研究者として管見を述べる機会を与えられた。その最後の

二年五月) 用意した参考資料のうち、 所載の拙稿「皇室永続の問題点と改定案」などは省略した。 横組みのレジュメ四枚は 「所見」の後に縮小して付載したが、『伝統と革新』三五号(令和 その際 あら

5

その都度ホームページに掲載してきた。もし併せて御一覧いただけたら幸いである。 なお、当面の政府案は「皇族数の確保」方策に特化されている。その関係情報などを垣間見ながら書き綴った所見は、

(補注

- (1)『皇統譜』は、天皇・皇后の「大統譜」とそれ以外の皇族(親王・同妃、内親王、王・王妃)の「皇族譜」から成る、大正 する(原本は宮内庁所蔵 に基づいている。その「大統譜」冒頭は、「世系第一 天照皇大神」から始まり「皇統第一 十五年(一九二六)公布の旧「皇統譜令」(皇室令)を受け継いだ昭和二十二年(一九四七)施行の新「皇統譜令」(政令 世系第九 神武天皇」を初代と
- (2)ただ、八世紀初め以来の大宝(養老)『令』では、「臣民」と関係する位階(品位)・後宮(女官)・継嗣 子亦同ジ」とある(父系=男系絶対の『唐令』にはない)。 弟・皇子」(姉妹・皇女も含む)を皆「親王」(内親王)と為すとし、その本注(本文と同様の効力を持つ注記)に「女帝ノ (称号)などは規定されている。その「継嗣令」によれば、「王」(天皇の孫以下)でも「皇」(天皇)に即くと、その「兄 (皇親の範囲)・儀
- と限定され、同二十二年(一八八九)制定されるに至った(拙稿「明治の〝女帝〞論議」『AURORA』十一号、平成十年→ それが間もなく井上毅・柳原前光の作成した「皇室典範草案」で、「皇位ハ、祖宗ノ皇統ヲ承ケ、男系ノ男子、之ヲ継承ス」 拙著『近現代の「女性天皇」論』第一章「明治前期の「女性天皇」論」展転社、平成十三年に詳述)。 八年までに宮内省立案の『皇室制規』でさえ「皇統中、男系絶ユルトキハ、皇統中、女系ヲ以テ継承ス」と提示している。 元老院編『国憲按』は、明治九年の一次案も同十三年の四次案も「女王(女統)入テ嗣グ」ことを容認している。 また同十
- (4)国家学会蔵版『帝国憲法・皇室典範義解』(初版明治二十二年)末尾に、「皇室典範、天皇立憲ヲ経始シタマヘル制作ノーニ 永遠ニ伝へ、皇室ノ宝典タリ」とある。
- (5)拙著『皇室典範と女性宮家』第六章「「皇族降下の施行準則」解説」(勉誠出版、平成十四年)に詳述した。
- 念のため、 で皇族たりえたが、 昭和二十二年(一九四七)十月当時の十一宮家は、前記の準則によれば、伏見宮邦家親王の玄孫 次の五世からは当主も含めて全員臣籍(華族)降下することになっていた。 (特例四世

10 (7)この資料の多くは、平成十七年の「皇室典範に関する有識者会議」の報告書に添付され、官邸のホームページでも公開され (9) http://tokoroisao.jp/ 0 正 掲載した。その題名のみ列挙すれば次のとおりである。 拙著 可能か――』(平成十八年一月、PHP新書) である。 に対して、男子がなく女子があるのは、⑤ 伏見博明氏(一九三二~満空)、⑥ 北白川道久氏(一九三七~二〇一八) 誠彦氏(一九四三~満8)、③ 東久邇信彦氏(一九四五~二〇一九)、④ 竹田恒正氏(一九四三~満8)の四家である。 参考までに「戦後の皇室構成者略系図」に仮定の 一十歳代の長男と次男がある。しかし、これ以外の四家は既に当主も代理もなく絶家となっている。 再確認 への提言 軍家の正室 渡邉允元侍従長の伝えた皇室のご意向 ⑦皇室の在り方を改める「特例法」管見 (現在は国立国会図書館デジタルコレクションに移動)。 勅祭社の祭祀担当者たち 『象徴天皇 ^高齢譲位 ~の真相』 (平成二十九年一月、ベスト新書)に詳述した。 ただ、⑦ 賀陽家は邦寿氏(一九三二~八六)の三弟章憲氏(一九二九~九四)の長男正憲氏(一九五九~満64) ②「万世一系」の天皇は き著名な皇統男系論者への疑問 ① 新設宮家も現存宮家と同一要件で それを五月末で一括整理(一部修訂)し「〝皇族数の確保〟方策に関する急務所見十五条」と題して ②「皇族数の確保」政府案の必要性と法形式 「皇統に属する皇族」から ④ 不可解な「皇室の祀り主は男系男子」 ④ 新しい「皇族女子宮家」の在り方 に付載した。 ② 政府案による近未来の皇室像への不安

②「ご譲位」実現の 「皇族女子宮家当主」と「現宮家への養子案」を書き入れて次頁に示した。 (オ) 典範改正に必要な皇室の意向確認 報告書の本文は拙著 也国会「与野党協議」初会合の 『皇位継承のあり方 ①久邇邦治氏 (令和元年(二〇二四)六月九日稿 労「皇室会議」 女性・母系天皇は 論 0) 、画期的な意義 或る報道寸評 現行規定と改 ② 宮中と神 和宮は

る

そのため、令和六年

その旧宮家は、

一般国民となってから女子相続も養子相続もできる。

しかし、

今なお男系男子

(長子)

相続を固守して

(一九二九~満95)、

② 朝香

(二〇二四) 六月現在、長男当主で男子孫があるのは、

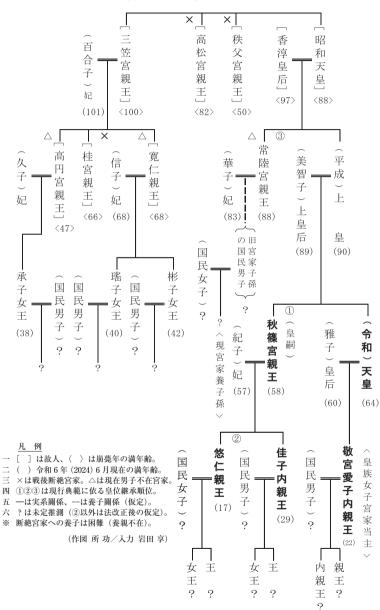
(追記)

拙稿の掲載にご配慮を賜った本誌の編集委員会、

とりわけ髙嶌委員長と久禮委員に、

感謝を申し上げます。

戦後(令和現在まで)の皇室構成者略系図



新 見

令和三年 (二〇二一) 四月二十一日

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者会議

第三回

所

功氏

(京都産業大学名誉教授)

からの意見陳述及び意見交換

こちらから示された全十問のお尋ねにお答えする、という形を取らせていただく。 させていただいたことがある。ただ、今回も時間が限られているので、 皇室制度の問題について、私は平成十七年、二十四年、二十八年の有識者会議に招かれ、各ヒアリングで意見を述べ あらかじめ自分なりの考えを先に申し上げた後

としての公務を分担し続けていただけるようにする必要があると考えている。 えている。ついで第二に、皇族女子の在り方については、男子不在の内廷と宮家において女子の相続も可能とし、 まず第一に、安定的な皇位継承については、男系の男子を優先して、男系の女子まで容認しておく必要がある、

婚姻後の元皇族女子に関しては、天皇や皇族の公務を助けるため、

内廷の職員として分担し続けられ

と考

ることが適当だと考えている。 宮家の養子とすることも検討されたら良いだろうと思っている。 ほかに第四に、元宮家の男系男子に関しては、もし本当に適任者があれば、

最後に、お尋ね以外のことであるが、このような改善策を実現するには、 特例法のような形で、とりあえず補正措置

をとれるようにすることが妥当だと考えている。 このような管見について、以下、お尋ねのあった十問に即して申し上げたい。

(195)

為」を行うとともに、 のとおり 『日本国憲法』が、第一章を「天皇」とし、第一条に国家・国民統合の象徴という至高の位置付けと重大な役 したがって、 国民統合にふさわしいことを「公的行為」としてお務めになるのみならず、 象徴天皇は、その役割を果たすために、 日本の国家を代表して憲法に記される「国事行 国家・国民のために

1問は、

天皇の役割や活動についてどのように考えるかというお尋ねである。

祈られる「祭祀行為」など、多様な活動を誠実に実践されている。

しかも、憲法の第2条に「皇位は世襲のもの」と定

外の人々からも信頼と尊敬を受けられる、という意義は極めて大きいと思われる。 められているので、その役割と活動が代々の天皇により受け継がれ続いていく。それによって、 次に第2問は、 皇族の役割や活動についてのお尋ねである。皇族とは、現在の『皇室典範』 の第5条と第6条などに 日本国内だけでなく海

それ以外の成年皇族にも摂政就任の資格が認められている。したがって、どの皇族も成年後は男女を問わず、天皇の公 定義がある。 それには 第1条で、 男系の男子たる親王と王は皇位継承の資格を有すると限定しながら、 第十七条で、

それ以外のいわゆる分家に当たる宮家の費用は「皇族費」で賄うとともに、皇室を離れる方にも「皇族としての品位保 また、現行の『皇室経済法』には、天皇に最も近い、いわゆる本家に当たる内廷の費用は 「内廷費」を充てるとし、

事実、それを様々な形で果たされているとみられる。

務を分担する立場にあり、

教養を身につけられ、 品位を磨いて公務に励むことが期待されており、 それを行っておられるとみられ 持の資に充てる」一時金を出すことなどが定められている。したがって、内廷の皇族も宮家の皇族も、・・・

それにふさわし

次に第3問は、 皇族数の減少についてどのように考えるか、というお尋ねである。 皇族だけでなく一般の国民を見て

Ŕ 晩婚化・少子化が急速に進んでいる。それでも、一般国民の場合は、女子であっても養子に入っても、

を相続することができる。

ゎ

らず、 しか また、 しながら、 皇族間で養子をすることができない、という規定になっている。そのために、 皇族の場合は、 現在の 『皇室典範』 一によって、 女子は一般男性との婚姻により皇籍を離 後継男子のない ħ なけ 宮家は

戦後の 『皇室典範』では、 一夫一 婦制を自明の前提とするゆえに、 側室も庶子も否定していることなどから、

衰滅するほかない状況にある。

も宮家でも複数の男子を得ることが、段々と難しくなってきたのだと考えられる。

の身分を離れる」、 これらの現行制度は、 次に第4問は、 「皇統に属する男系の男子」である皇族のみが皇位継承の資格を有し、 としている現行制度の意義をどのように考えるか、というお尋ねである 旧典範の原則を引き継いだものである。しかし、このような旧制を固守することには甚だ無 皇族女子は婚姻に伴 嚲

らず、母系も女子も認めておく案とか、また側室庶子を認めるのは不適切だというような意見もあった。 があって、 念のため、 ゆる男尊女卑の傾向が強い当時の日本では、男性の上に「女主」を推戴し難いとか、また男子を確保するには側 維持困難な状況にあるとみられる。 明治の 『皇室典範』と『帝国憲法』 ができるまでの動向をみると、 皇位継承の資格を男系男子に限ってお しかしながら

も否定し難い、というような主張が通り、成文化されるに至ったのである。 それに対して戦後は、 『日本国憲法』で一般国民に男女平等を定めながら、 特別身分の皇族に関しては

で皇位継承の資格を男系男子に限定するような行き過ぎた規制を設けており、 これは緩和する必要があると考えられる。

次に第5問は、 位についてどのように考えるか、 内親王あるいは女王に皇位継承の資格を認めることについてどのように考えるか。 というお尋ねである。 その場合、

歴代の皇位は、 「皇統譜」の「大統譜」によると、 神武天皇以来ほとんど男系男子により継承されてきた。 しか

承の

頄

11 (194)

12

を前提とする規定の本注に「女帝の子亦同じ」と定めている。つまり、男性天皇を優先しながら、女性天皇も公認して 第三十三代の推古女帝 (在位五九二~六二八)が擁立されており、また、大宝元年(七○一)成立の継嗣令には、

いたのである。ただ、実際に即位された八方十代の女帝は、寡婦か未婚で独身を通されたから、当代限りで終っている。 したがって、万一の事態に備えるために、男系男子に限定することを改めて、男系男子を優先しながら、男系女子ま (193)

で公認することは可能であり、また必要だと考えられる。その継承順位については、現行典範の第2条を準用して、長

系を先にし、同等内では男子を先にし女子を後にすることが、当分穏当だと思われる。

いてはどのように考えるか、というお尋ねである。 次に第6問は、 皇位継承の資格を女系に拡大することについてどのように考えるか。その場合、 皇位継承の順位につ

が本質的な要件であり、生物的な男女別は派生的な要素とみられる。 皇位継承の資格は、天照大神を皇祖と仰ぎ、神武天皇を皇宗と伝える子孫のうち、 皇族という特別な身分にあること

ところが、歴史的には、古代中国の儒教などが絶対視する父系、つまり男系尊重の思想的な影響により、 その

れがあると思われる。 は、当分重視する必要があり、 皇宗以来いわゆる男系によって一貫し、その大部分が男子である。したがって、このような千数百年以上にわたる慣習 皇位継承の資格を今の段階で女系にまで拡大することになれば、不安や混乱を招くおそ

や生まれてくる子を皇族とすることについてどのように考えるか、というお尋ねである。 次に第7問は、 内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することについてどのように考えるか。その場合、 配偶者

となる人々が峻別されている。したがって、今までどおりならば、内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持すること この点、現行の憲法と『皇室典範』の下では、皇室費の受給対象となる皇族と、婚姻により皇族を離籍して一

皇室で生まれ育って培われた品性を保つ方々が、公務を支援できるようにする方策は必要だと思われる は原則としてできない。とはいえ、 皇族数の減少により、皇族としての公務を分担することが困難 になりつつある現在

あり、 を支えられるようにする必要がある。それは皇位を継承されるためでなく、当代の天皇を最も身近で助けられるためで るから、公務を分担されることが多くなるであろう。この敬宮さまは、結婚されても皇室に留まられ、 とりわけ、 やがて叔父である秋篠宮文仁親王殿下から、 現に皇族女子として重要な内廷におられる皇女の敬宮愛子内親王殿下は、 従弟である悠仁親王殿下へ継承される天皇のもとでも公務を皇族と 今年十二月に成年皇族となられ 御両親 0 `両陛|

ろう。 られるのが当然だと思われる。その方々は、 その場合、皇女の夫君となられる方と、そのお子さんも、同一(同居)家族であることから、 皇位継承の資格は有しないと定めておけば、 いわゆる女系にならないであ 皇族として身分を認め

して支え続けられるようにするためである。

めに皇族として残れるようにしておく必要があると考えられる。 また、男子のない現存の宮家においても、 次に第8問は、 婚姻により皇族の身分を離れた元女性皇族が皇室の活動を支援することについてどのように考えるか 内廷の皇女に準じて、 女子 (内親王・女王) のお一方は当家を相続するた

というお尋ねである。

して皇籍を離れられる方々にも、 前に問了で述べたとおり、 とか 「元内親王」「元女王」で良く、それらの方々に対して、天皇・皇后から生まれる女子のみを指す「皇女」と 現行の典範に従って、 皇室の活動を支援してもらう必要性は当面あると思われる。 皇族女子のうち、 既に結婚された元皇族、 ただ、その称号は 及びこれから早

いう公的用語を、

むやみに拡大乱用することは厳に慎むべきであろう。

13 (192)

がふさわしいと考えられる。

いうお尋ねである。その①は、現行の『皇室典範』により皇族には認められていない養子縁組を可能にすること。その 皇統に属する男系の男子を、下記の①又は②により皇族とすることについてどのように考えるか、と

② は、 、皇統に属する男系の男子を現在の皇族とは別に新たに皇族とすること、と提示されている。

ろうが、その現存男子孫は一般国民として生まれ育った人々が大部分である。 狭い意味での、 念のため、皇統に属する男系の男子でも皇族の身分にない人々は、広い意味ならば数多くおられる。ただ、ここでは 戦後の昭和二十二年(一九四七)十月、一斉に皇籍離脱を余儀なくされた十一宮家の人々を指すのであ

があり、絶対にあってはならないと考えている。 養子とすることは、国民の平等を定める現行憲法に照らして、当家・当事者の立場も考えれば、極めて難しいのではな いかと思われる。まして、現在の皇族とは別に新たな皇族を作るというようなことは、皇統の分裂を連想させるおそれ したがって、そのような旧宮家の若い男子を、身分も環境も異なる皇室へ迎えられるようにして、継嗣のない宮家の

らも男子相続を固守するうちに、既に当主の継嗣不在により半数以上が絶家となってしまった。そのような事実も直視 るとは限らないということも、考慮しておく必要があると思われる。ちなみに、旧十一宮家では、一般国民となってか 者が現われるならば、関係者に十分な了解の得られる可能性があるかどうか、内々に検討されたら良いと思われる。 ただ、万一そのようにして皇族となり得る男子がおられても、 ①の養子縁組案は、もし狭義の旧宮家で男系男子孫の中に現皇室へ迎え入れられるにふさわしい適任 いわゆる一夫一婦制により、必ず男子を得て相続でき

しておかなければならないと思われる

(解説補注6参照)。

(191)

最後に申し上げたいのは、

最後に問 10 は、 安定的な皇位継承を確保するための方策や、 皇族数の減少に係る対応方策として、 そのほ かにどのよ

うなものが考えられるか、というお尋ねである。

なければならない。 したがって、その主要な法律は、 現在の皇室は 憲法の定める象徴世襲の天皇を中心として、 その法的規制が厳し過ぎて実情に合わないのであれば、 実際に皇室を担われる天皇と皇族たちが末永く存続し活動されることの可能なもので 男女の皇族たちで構成される特別な法的家族 それを適切に緩和するなど、 徐々に改善す 集団である。

方々に理解して頂き、 いて、 そのためには、 何らかの改善策が政府と国会で協議し制定されるならば、その途中か、又はそれを実施するに先立ち、 今回のような特例法の さらに了解を得るため、「皇室会議の議を経る」必要があると考えられる。 「附帯決議」に応えて設けられた、このような有識者会議での検討報 告に基づ

る努力を続ける必要があると思われる。

善案などを提唱できるような権威・権限のある場として運用されることが望ましいと思われ それのみならず、 皇族と三権代表で構成される「皇室会議」は、 今後とも皇室の在り方について常に検討を加え、 る 改

今回お尋ねの範囲を超えることかもしれないが、

戦後七十余年間に生じた皇室制

諸

問

題に対する改革は、 挙に解決することが難しいと思われる。 そうであれば、 状況の変化に応じて改善を重ねる努力が必要で 当面は与野党および 般国民が合意可 能

あろうと思われる。 な改善策を速やかに実現するだけでなく、その後も検討を続けながら、

ことが、今のところ望ましいと考えている。 その端緒として、 今回 ば 『皇室典範 の原則を残したまま、 当分必要な改善策を 「特例法」 のような形で可能にする

[意見交換]

有識者会議メンバーと所氏との間で、次のような質疑応答があった。

Q 男系女子まで皇位継承資格を認めるという考え方に対しては、抜本的な皇位継承の安定化にはつながらない、やは り女系まで認めることが安定した皇位継承につながるのではないか、という意見もあるが、それをどのように考え

Α 今おっしゃったような意見が何人かによって述べられていることは承知している。ただ、大事なことは、法的制度 男子で続いていける。とはいえ、今から考えておくべきことは、悠仁親王が結婚されて、お子様をなされるという れで良いわけである。 ことについての配慮である。もし今の規定どおり男系男子が続けられるような男子が三代先に生まれるならば、そ の秋篠宮殿下がおられ、更に長男の悠仁親王がおられるから、よほどの事態が生じない限り、二代先までは男系の と皇室の関係は、皇室におられる方々が実在されてこそ成り立つ。そういう意味で、現に今上陛下の次に弟で皇嗣

いうか、可能性を開いておかないと先が見通せないだろうと思われる。 よ、三代先まで考慮して、もし女子だけしかお生まれにならなければ、その方にもお継ぎいただけるような余地と てそれが可能なのかどうか。おそらくお妃探しは数年以内に始まるとすれば、やはり当面は男系男子で行けるにせ けれども、悠仁親王の結婚相手は必ず男子の生めるような方を求めなければならないという制約の下で、果たし

と、たとえば三笠宮家の場合、 た。そういうことが、この医学・医療の進歩した現代でも起きていることを忘れてはならない。必ず男子が得られ もちろん、この先どうなるかは、実のところ誰にも分からない。とはいえ、男系男子がおられたら安心かという 立派な男子がお三方おられたにもかかわらず、お父上より先に亡くなってしまわれ

〈付記〉

いうことを考えての意見である。 ることを前提にして、男子だけで継ぐという過度の規制を続ける限り、 万一の事態に対処し難くなるであろう、

Q 結びとしておっしゃった、 は内廷におられる方は引き続き皇室に残られるという可能性を残しておくべきだ、という趣旨でよいか。 実現可能なもの、 当面必要なものを改正しておくとは、 女性皇族が宮家を継ぐ、 あるい

Α そうである。今のところ、 おられるにもかかわらず、今のままでは結婚されたら皇室を出られるほかないことになる。 ただ、それを支えられる方として、一番大事なことの一つは、今上陛下の内廷に唯一皇女として敬宮愛子内親王が 皇位継承の有資格者について、二代先まで見通しが立つ状況にあることはありが 皇籍を離れられてから た

でも、なお皇室の公務を手伝っていただく余地はあり得るかもしれない。しかしながら、皇室の中におられる方と

外へ出られた人では、明らかに身分が異なる。

室に皇族として留まられ、 そういう意味で、現行制度の大筋を維持しながら、やはり少なくとも皇女の敬宮愛子内親王は、 ということを可能になるようにすることが望ましいと考えている。 御両親を身近に支え続けられ、さらに叔父上の秋篠宮や従弟の悠仁親王も支えていかれ ても皇

ここで述べた管見の基本は、 『天皇家の執事』を文春文庫として再版する際、 平成の天皇に侍従長として十年半も奉仕された渡邉允氏 平 成二十三年(二〇一一)十月付で書かれた後書き (一九三六~二〇二三)

「皇室の将来を考える」の後半(三五二~四頁)とおおよそ同趣旨である。

資料(所氏説明資料)

「皇室典範特別法案に対する付帯決議」に関する有識者ヒアリングにおける論述要旨(配布資料)

(京都産業大学名誉教授) 所 3

はじめに一管見の要点―

皇室制度の問題について、私は平成十七年・二十四年・二十八年の各有識者会議ヒアリングで管見を述べさせて頂いた。 ただ、今回も限られた時間しかないため、あらかじめ管見の要点を列挙する。

(イ)安定的な皇位継承に関する対策

現行:「皇統に属する男系の男子」に資格を限定する。

改善: 男系の男子を優先し、男系の女子まで容認しておく。

(ロ)皇族女子の在り方に関する対策

現行:一般男性との婚姻により皇籍を離れる。

改善: 男子不在の内廷と宮家の相続も可能として公務分担を続ける。

(ハ)婚姻後の元皇族女子に関する対策

現行:一般国民でも元皇族として品位を保つ。

改善: 天皇・皇族の公務を内廷の職員として補佐できるようにする。

(二)元宮家の男系男子に関する対策

現行:一般国民として生まれ育ち自由に生きている。

改善:もし適任者があれば男子のない宮家の養子とすることも検討する。

(ホ)改善策の実現方法に関する試案

有識者会議の検討報告に基づき改善策を実現するには、皇室典範の

原則を残しながら特例法で補正措置をとれるようにする。

これらの管見を中心にして、先日お知らせ頂いた「聴取項目」の各間ごとに、以下説明する。

問1 天皇の役割や活動についてどのように考えるか。

答1 現在(および近未来)の天皇については、現行の「日本国憲法」が、重要な第一章に「天皇」を掲 げ、第一条に「日本国の象徴」(日本国の代表的存在)であると共に「日本国民統合の象徴」(全国民の 統合を表わす中心的存在)である、と言う至高の位置づけと重大な役割を定めている。

従って「象徴」天皇は、そのような役割を果たすため、①日本国を代表して憲法に記されている「国 事行為」を行うと共に、②国民統合にふさわしいことを「公的行為」として務めるのみならず、②国家・ 国民のために祈られる「祭祀行為」など、多様な活動を誠実に実践されている。しかも、憲法の第二条 に「皇位は世襲のもの」と定められ、その役割と活動が代々の天皇に受け継がれ続いていく。それによって、国内だけでなく海外からも信頼され尊敬されている意義は、極めて大きいと考えられる。

問2 皇族の役割や活動についてどのように考えるか。

答2 皇族とは、現行の「皇室典範」第五条で「皇后・太皇太后・皇太后、親王・親王妃・内親王・王・ 王妃、及び女王」と定められ、第六条で天皇の男子・男孫を親王、女子・女孫を内親王、曾孫以下を王・ 女王と称する。そのうち第一条・第二条で「男系の男子」たる親王と王は皇位継承の資格を有し、第十 七条でそれ以外の成年皇族も「摂政」就任の可能性が認められている。従って、どの皇族も天皇の公務 を分担する立場にあり、事実それを様々な形で果たされていると考えられる。

また現行の「皇室経済法」には、天皇に最も近い、いわば本家にあたる「内廷」の費用は「内廷費」、

それ以外の分家にあたる宮家の費用は「皇族費」で賄い「皇族としての品位保持の資に充てる」と定められている。従って、内廷の皇族も宮家の皇族も、それにふさわしい教養を身につけ品位を磨いて公務に励むことが期待され、事実それを行っておられると考えられる。

- 問3 **皇族数の減少**についてどのように考えるか。
- 答3 皇族だけでなく一般の国民をみても、晩婚化・少子化が急速に進んでいる。それでも、一般の場合は、女子も養子も家系・家産を相続することができる。しかし、皇族の場合は、現行の「皇室典範」により、女子は一般男性との婚姻により皇籍を離れなければならず(第十二条)、また皇族間で養子をすることができない(第九条)。そのため、後継男子のない宮家は早晩寮減するほかない。

それに対して、戦前の皇室では、旧「皇室典範」で側室を容認するのみならず庶子の皇位継承・宮家相続を公認して、永世皇族制を採用していた。そのため、皇族数が段々多くなり、大正時代にはそれを抑止するため「皇族の降下に関する施行準則」を典範の原則に「増補」する形で制定したほどである。しかしながら、戦後の「皇室典範」では、一夫一婦制を自明の前提としながら、側室も庶子も否定しているから、内廷でも宮家でも複数の男子をえることが難しくなったのだと考えられる。

- 問4 **皇統に属する男系の男子である皇族**のみが皇位継承の資格を有し、女性皇族は婚姻に伴い皇族の 身分を離れることとしている、現行制度の意義をどのように考えるか。
- 答4 このような現行制度は、旧「皇室典範」の原則を引き継いだものである。しかし明治前半でも様々な意見があり、まして戦後は憲法すら改変された中で、旧制を固守することには無理があり、維持困難な状況にあるとみられる。

念のため、明治の皇室典範・帝国憲法ができるまでの動向をみると、皇位継承の資格を男系男子に限らず女系女子も認めておく案や、側室庶子を認めるのは不適切という意見もあった。しかしながら、いわゆる「男尊女卑」の傾向が強い当時の日本では、男性の上に「女主」を推戴し難いとか、男子を確保するには側室も否定し難い、というような主張が通り、成文化されるに至った。

それに対して戦後は「日本国憲法」で一般国民に男女平等を定めても、特別身分の皇族に関しては 「皇室典範」で皇位継承の資格を男系男子に限定する行き過ぎた規制を続けており、これは少し緩和する必要があると考えられる。(後半については後述)

- 問5 **内親王・女王に皇位継承の資格**を認めることについてはどのように考えるか。その場合、皇位継承 の順位についてどのように考えるか
- 答5 歴代の皇位は「皇統譜」の「大統譜」によれば、皇宗神武天皇以来ほとんど男系男子により継承されてきた。しかし、第三十三代の推古女帝が擁立され(在位五九二~六二八)、また大宝元年(七〇一)制定の「大宝(養老)令」の「継嗣令」では、男帝を前提とする規定の本注に「女帝の子亦同じ」と定めている。つまり、男性天皇を優先しながら、女性天皇も公認していたのである。

ただ、実際に即位された八方十代(二方重祚)の女帝は、寡婦か未婚で独身を通されたから、その子 孫がなく当代限りで終っている。従って、万一の事態に備えるため、男系男子限定を改めて、**男系男子** を優先しながら男系女子(一代限り)まで公認することは、可能であり必要だと考えられる。その継承 順位は、現行典範の第二条を準用して「長系を先に」するが、「同等内」では男子を先にし女子を後に することが、当分穏当だと思われる。

- 問6 **皇位継承の資格を女系に拡大**することについてどのように考えるか。その場合、皇位継承の順位に ついてはどのように考えるか。
- 答6 皇位継承の資格は、天照大神を皇祖と仰ぎ神武天皇を皇宗と伝える子孫のうち皇族の身分にある ことが、本質的な要件であって、生物的な男女別(男系女系)は派生的な要素とみられる(皇室は一般 国民のような他家との違いを示す氏姓も苗字もないオンリーワンの格別な存在である)。

ところが、歴史的には、古代中国の儒教などが絶対視する父系(男系)尊重の思想的な影響により、 その継承は皇宗以来男系で一貫しており、大部分が男子である。ただ、前述のごとく、八方十代の女性 も登場したが、その在位中の所生子孫はなく、いわゆる女系の天皇はいないとみなされている。

従って、このような長年の慣習は当分重視する必要があり、皇位継承の資格を今の段階で女系にまで拡大すれば、不安や混乱を招く恐れがあると思われる。ちなみに、ある強力な男系男子論者は、「万策 尽きたら、……皇続を守るために、女性天皇も女系天皇も認めるほかない」と断っているが、そのような末期的状況では、継承の順位など論ずることができないと考えられる。

- 問7 内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することについてはどのように考えるか。その場合、配偶者や生まれてくる子を皇族とすることについてはどのように考えるか。
- 答 7 幕末までは、皇族女子が結婚後も皇族として身分称号を用いることもできた(たとえば、将軍徳川 家茂に降嫁した「皇女」和宮親子内親王など)。しかし、現行の憲法と典範のもとでは、皇室費の受給 対象となる皇族と、婚姻により皇族を離籍して一般国民となる人々とは峻別されている。

従って、内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することは原則としてできない。とはいえ、皇族 数の減少により皇族としての公務分担が困難になりつつある現在、**皇室で生まれ育って培われた品性を保つ方々が、公務を支援できるようにする方策は必要だ**と思われる。

とりわけ、現に皇族女子として皇室の内廷におられる皇女の敬宮愛子内親王は、今年12月に成年皇族となられるから公務を分担されることになるが、その先に結婚されても皇室に留まって御両親の両陛下を支えられるようにする必要がある。それは皇位を継承するためでなく、当代の天皇を最も身近で助けられるためであり、やがて叔父から従弟へと継承される皇室を皇族として支え続けられるようにするためである。

その場合、**皇女の夫君と子女も同一家族であるから皇族の身分を認められるのが自然だ**と思われる。 その方々は、皇位継承の資格は有しないと定めておけば、いわゆる女系にならない。

また、男子のない現存の宮家においても、皇女に準じて御一人は当家を相続するために皇族として残れるようにしておく必要があると考えられる。

- 問8 婚姻により皇族の身分を離れた**元女性皇族が皇室の活動を支援**することについてはどのように考 えるか。
- 答8 皇族女子で既婚の方、これから結婚して雕籍される方に皇室の活動を支援してもらう必要性はあると思われる。ただ、その称号は「元内親王・元女王」でよく(天皇の息女のみを指す「皇女」の拡大乱用は不可)、またその位置づけは、元皇族として天皇のお手伝いをさせて頂く内廷の職員とすることがふさわしい(公務員としての雇用は不可)と考えられる。
- 問9 **皇統に属する男系の男子**(一般国民)を、下記①又は②により皇族とすることについては、どのように考えるか。

①現行の皇室典範により皇族には認められていない養子縁組を可能にすること。

②皇統に属する男系の男子を現在の皇族とは別に新たに皇族とすること。

答9 皇統に属する男系の男子でも皇族の身分にない人々は、広義ならば数多くいる。また親王や王が養子に入り継嗣となった名家(たとえば近衞家など)や旧典範の増補や準則により皇族から「臣籍降下」した華族の子孫も少なくない。ここでは狭義の、戦後一斉に皇籍離脱を余儀なくされた十一宮家の人々を指すのだとしても、その現存男子孫は一般国民として生まれ育った人々が大部分である。

従って、そのような家の若い男子を身分も環境も異なる皇室に入れようとして、①継嗣のない官家の 「養子」とすることは、国民の平等を定める現行憲法のもとで、当家・当事者の立場を考えれば、極め て難しいと思われる。まして②「現在の皇族とは別に新たな皇族」を作るようなことは、皇統の分裂を 連想させる恐れがあるから、絶対にあってはならないと考える。

とはいえ、①の「養子縁組」案は、もし狭義の男系男子孫の中に現皇室へ迎え入れられるにふさわしい適任者が現われ、関係者に十分な諒解のえられる可能性があるかどうかは、内々に検討されてもよいと思われる。ただ、万一そのようにして皇族となる男子がえられても、いわゆる一夫一婦制により必ず男子を得て相続できると限らないことなどを考慮しておく必要があると思われる。

ちなみに、旧十一宮家は、一般国民となってからも男子相続を固守するうちに、既に継嗣不在により 半数以上が絶家となっている。そのような事実も直視しなければならない。

- 問 10 安定的な皇位継承を確保するための方策や、皇族数の減少に係る対応方策として、そのほかにどのようなものが考えられるか。
- 答 10 現在の皇室は、憲法の定める「象徴世襲」の天皇を中心として皇族たちで構成される特別な法的 家族集団である。従って、その主要な法律(皇室典範・皇室経済法)は、皇室を担う天皇と皇族たちが 末永く存続し活動されることが可能なものでなければならない。その法的規制が厳しすぎて実情にあ わなくなれば、それを適切に緩和し徐々に改善する努力を続ける必要がある。

そのために、今回のような特例法の付帯決議に応える有識者会議での検討を経て、何らかの改善策が 政府と国会で協議し制定される途中で、またはそれを実施するに先立ち、皇室の方々に理解(読解)を えるため「皇室会議」の議を経る必要がある。それのみならず、今後とも皇室会議は、皇室の在り方に ついて常に検討を加え改善業などを提唱できるような場として運用されることが望ましい。

なお、この機会に敢て申せば、前述のとおり天皇は憲法の第一章に特規される国家的に最も重要な存在である。従って、その要務万般を担当する宮内庁は、「宮内省」として人材も予算も強化する必要があると考えられる。

むすび―改善策を特例法で―

最後に、今回お尋ねの範囲を越えるかもしれないが、戦後七十余年間に生じた皇室制度の諸問題に関する改革を一挙に解決することは難しいにちがいない。とすれば、実現可能な改善策を連やかに実現し、その後も検討を続け、状況の変化に応じて改善を重ねる努力が必要であろう。

具体的に申せば、先般、天皇陛下の「退位」(譲位)問題は、「皇室典範」の原則を残しながら、高齢化に伴う対応策として「特例法」が作られ、大方の合意を形成して実現された。従って今回も、典範の原則を残したまま、当分必要な改善策を「特例法」のような形で可能にすることが今のところ望ましい(根本的・総合的な改正の検討と実現には十年以上を要するであろう)と考えられる。